留学生の卒業後の
就労資格についての留意点

（主として「技術・人文知識・国際業務」）

１　在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは

２　政府の外国人労働者の受入れに関する基本的方針

３　「技・人・国」への影響

４　まとめ

５　参考資料

1　在留資格「技術・人文知識・国際業務」とは （略称「技人国」）

概要　本邦の公私の機関との契約に基づく

技術	人文知識	国際業務
自然科学の分野	人文科学の分野	国際業務などの分野 （翻訳・通訳他）

基本的要件

業務内容の専門性	・自然科学、人文科学の専門知識 ・外国文化に基盤を置く思考が必要な分野に限定 従って、単純労働、反復継続する事によって身につく技能は対象外 主として、ホワイトカラーの職種
学歴または 職歴との関連性	**学歴**　大卒以上（短大含む）、または日本の（×海外）専門学校卒業生「専門士」 「専攻した学問」と「従事する業務」との関連性が需要 又は **職歴**：10 年以上 …… 技術（自然科学の分野）、人文知識（人文科学の分野） 3 年以上 …… 国際業務（国際業務などの分野）
日本人と同等以上の報酬	

２　政府の外国人労働者の受入れに関する基本的方針

従来

専門的・技術的分野
技・人・国など

・積極的受入
・量的規制なし
・比較的緩やか

それ以外の分野
単純労働が主体
技能実習、特定技能など

・国民的コンセンサス
・十分慎重
↓
・量的規制有（上限枠）
・要件、基準の厳格化

最近の基本方針の修正

６つの基本方針

1　厳格かつ円滑な出入国管理の実現
2　外国人の適正な在留管理の実現
3　外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた受入環境整備
4　安全、安心な社会の実現に向けた不法滞在滞在者対策等の推進
5　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護、支援
6　外国人受入の基本的な在り方に関する検討

３ 「技・人・国」への影響

「技・人・国」の在留資格の明確化等について

本邦の公私の機関との契約	**1** 公私の機関　安定性、継続性 → 受入企業そのものの審査の厳格化 ただしカテゴリーによる区分あり／法定調書合計表で確認 カテゴリー3、４：所属機関の代表者に関する申告書の提出 → 外国人の雇用管理に関してコンプライアンス遵守義務 虚偽申請は違反 **2** 公的義務の履行 納税義務、社会保険料等の納税状況の確認 **3** 日本語能力の充実（海外から原則 N2 以上）
業務の専門性	・学歴（専攻科目）と実際の業務内容の一致をより厳格に審査
日本人の報酬額と同等以上	・就業規則の確認 ・ハローワーク求人票確認
人材派遣による 「技・人・国」での外国人受入	・非常に厳格に判断 ・「なんちゃって」技人国の排斥

４　まとめ　企業が留学生等を採用するにあたって、入管法上気を付けておくべき事

留学生	１　大学等での専攻科目の確認	
	２　成績、出席率、日本語能力の確認	
	３　資格外活動の違反は無いか（週 28 時間以内）	学校に確認
	４　国民健康保険料の納付状況確認	
会社側	１　留学生の専攻科目と、実際の職務内容に関連性が認められるか	
	２　現場労働が含まれるか	
	３　技能実習（育成就労）、特定技能外国人が在籍している場合、差別化が必要 業務内容、報酬等について明確に区分	
	４　カテゴリー１～４のどこに該当するか（法定調書合計表の源泉徴収額に着目した区分）	
	５　同一労働、同一賃金ガイドライン（R8.10.1 施行）に注意 入管申請でも今後審査対象になる可能性あり	
その他	・　申請手数料の大幅値上げ　→　費用の負担をどちらがするか、事前に話し合いが必要	
	・　AI の普及と外国人雇用のバランス調整の必要性	

５　参考資料

１	在留資格一覧表 （　入管法別表第一の二の表　）
２	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について （　出入国在留管理庁　最終改訂 R8.4 月　）
３	カテゴリー別の提出書類一覧
４	手数料改定に関するお知らせ
５	在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」の違いについて
６	2040 年の就業構造推計（改訂版）と 人材需給ミスマッチを踏まえた取組について

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※物流倉庫、資源循環の受入れは、上乗せ基準告示の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。資源循環の上乗せ基準告示の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成２０年３月策定
出入国在留管理庁
（最終改定令和８年４月）

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下「基準省令」といいます。）において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、同在留資格の要件について以下のとおり公表します。

なお、「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への資格変更ガイドライン」（平成２７年２月策定）、「ホテル・旅館等において外国人が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で就労する場合の在留資格の明確化について」（平成２７年１２月策定）及び「「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について」（平成２９年９月策定）については、本ガイドラインに取りまとめています。

１　行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されています。

（１）本邦の公私の機関との契約に基づくものであること

「本邦の公私の機関」には、会社、国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人等の法人のほか、任意団体（ただし、契約当事者としての権利能力はありません。）も含まれます。また、本邦に事務所、事業所等を有する外国の国、地方公共団体（地方政府を含む。）、外国の法人等も含まれ、さらに個人であっても、本邦で事務所、事業所等を有する場合は含まれます。

「契約」には、雇用のほか、委任、委託、嘱託等が含まれますが、特定の機関との継続的なものでなければなりません。また、契約に基づく活動は、本邦において適法に行われるものであること、在留活動が継続して行われることが見込ま

れることが必要です。

（注）「本邦の公私の機関」等（派遣先等機関を含む。）が下記の欠格事由の認定等がなされている機関である場合は、安定的・継続的に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動に従事することが見込まれないものと評価し、その受入れ停止期間中は、原則として「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人を新たに受け入れることは認められません。

ア　特定技能制度における欠格事由

特定技能制度における欠格事由（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第４号リ（１）～（５））

（ア）外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為

（イ）外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為

（ウ）外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

（エ）外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

（オ）（ア）から（エ）までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為

イ　技能実習制度における欠格事由

（ア）上記ア（ア）ないし（オ）（「外国人」とあるのは「技能実習生」に読み替える。下記（イ）において同じ。）の行為を行ったことにより、平成２９年法務省令第１９号による改正前の基準省令「技能実習１号イ」第１８号の表のイ、ロ、ハ及び二又は「技能実習１号ロ」第１６号の表のイ、ロ、ハ及び二に定める不正行為を行ったとして不正行為の通知を受けた実習実施機関

（イ）上記ア（ア）ないし（オ）の行為を行ったことにより、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第１６条第１項の規定により技能実習計画の認定が取り消された実習実施者

（２）「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」又は「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事する活動であること

ア　自然科学の分野には、理学、工学のほか、農学、医学、歯学及び薬学等が含まれます。また、人文科学の分野には、法律学、経済学、社会学のほか、文学、哲学、教育学、心理学、史学、政治学、商学、経営学等が含まれます。いずれの場合も、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければなりません。

一般的に、求人の際の採用基準に「未経験可、すぐに慣れます。」と記載の　あるような業務内容や、後述の上陸許可基準に規定される学歴又は実務経験に係る要件を満たしていない日本人従業員が一般的に従事している業務内容は、対象となりません。

イ　外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務とは、単に外国

人であるだけでなく、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持って、その能力を要する業務に従事するものであることが必要です。

ウ　行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するとは認められない、特段の技術又は知識を要しない業務や、反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しないと判断されます。

また、行おうとする活動に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれる場合であっても、それが入社当初に行われる研修の一環であって、今後「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する業務を行う上で必ず必要となるものであり、日本人についても入社当初は同様の研修に従事するといった場合には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するものと取り扱っています。実務研修に係る取扱いの詳細は別紙１のとおりです。

２　基準省令で定める上陸許可基準に適合していること

（１）自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

ア　従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること（注）

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

（注）業務との関連性について

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており（学校教育法第８３条第１項、第２項）、このような教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については、従来より柔軟に判断しています（海外の大学についてもこれに準じた判断をしています。）。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配置した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身につける機関であるとされており、大学と同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとするものとされている（同法第１

０５条第２項）ことから、大学に準じた判断をしています。

他方、専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とするとされている（同法第１２４条）ことから、原則として専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要とします。

ただし、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和５年文部科学省告示第５３号）」第２条に定める文部科学大臣による認定を受けた専修学校の専門課程や専攻科の学科を修了した者（以下「認定専修学校専門課程修了者」という。）については、企業等と連携して実習等の授業を行っていることや、日本社会に関する理解を促進する環境が整備されていることなどを認定要件とする専門課程や専攻科を修了し、質の高い教育を受けたことにより、修得した知識を応用できると考えられることから、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について、柔軟に判断することとしています。

また、専修学校の専門課程や専攻科を修了した者が、従事しようとする業務に相当程度関連する科目を直接「専攻」したとは認められないような場合でも、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を習得したと認められるような場合においては、総合的に判断した上で許否の判断を行っているほか、関連性が認められた業務に３年程度従事した者については、その後に従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断します。

なお、専修学校の専門課程等を修了した者については、具体的に①本邦において専修学校の特定専門課程の教育を受け、学校教育法第１３１条の２の規定により専門士と称することができること、②大学院への入学資格が得られる専門課程又は専攻科の教育を受け、学校教育法施行規則第１８６条の３の規定により高度専門士と称することができること、又は③専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者として専修学校の専攻科に入学し、当該専攻科を修了していることが必要です。

（※）別紙２に掲げる教育機関（ファッションデザイン教育機関）の特定の専攻科・コースを卒業した者が、「留学」から「技術・人文知識・国際業務」の在留資格へ変更する場合には、「本邦の専修学校の専門課程又は専攻科を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）」に係る上陸許可基準に適合していることを要しません。

イ　１０年以上の実務経験があること

実務経験の期間には、大学等において関連科目を専攻した期間も含まれます。また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する業務に１０年従事したことまで求めるものではなく、関連する業務に従事した期間も実務経験に含まれます。

（２）外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当することが必要です。

ア　翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内

装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること

イ　従事しようとする業務に関連する業務について３年以上の実務経験があること

従事しようとする業務と同じ業務の実務経験である必要はありませんが、関連する業務である必要があります。また、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は実務経験は不要です。

（３）日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。また、報酬とは、「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの（課税対象となるものを除きます。）は含みません。

３　その他

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可に当たっては、「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を踏まえて審査が行われますが、例えば、以下の点について考慮されます。

（１）素行が不良でないこと

素行が善良であることが前提となり、良好でない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、資格外活動許可の条件に違反して、恒常的に１週について２８時間を超えてアルバイトに従事しているような場合には、素行が善良であるとはみなされません。

（２）入管法に定める届出等の義務を履行していること

入管法第１９条の７から第１９条の１３まで、第１９条の１５及び第１９条の１６に規定する在留カードの記載事項に係る届出、在留カードの有効期間更新申請、紛失等による在留カードの再交付申請、在留カードの返納、所属機関等に関する届出などの義務を履行していることが必要です。

別紙１　「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修について

別紙２　ファッションデザイン教育機関

別紙３　許可・不許可事例

別紙４　翻訳･通訳業務等の言語能力を用いる対人業務に従事する場合の在留資格の明確化について

別紙５　ホテル･旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について

別紙６　「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化等について

在留資格変更許可申請

既にほかの在留資格を持って日本に滞在されている方が、活動内容を変更し、この在留資格に該当する活動を行おうとする場合の申請です。
提出書類は、カテゴリーにより異なります。カテゴリーに応じた資料を提出してください。
この在留資格に該当する活動を行おうとする場合は速やかに申請してください。本来の在留資格に基づく活動を行っていない場合には、在留資格を取り消される場合があります。
提出書類チェックシート（カテゴリー共通）（PDF：108KB）
提出書類チェックシート（カテゴリー３・４のみ）（PDF：503KB）

	カテゴリー１	カテゴリー２	カテゴリー３	カテゴリー４
区分 （所属機関）	次のいずれかに該当する機関 1. 日本の証券取引所に上場している企業 2. 保険業を営む相互会社 3. 日本又は外国の国・地方公共団体 4. 独立行政法人 5. 特殊法人・認可法人 6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 7. 法人税法別表第１に掲げる公共法人 8. 高度専門職省令第１条第１項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）※対象はリンク先の「イノベーション促進支援措置一覧」を御確認ください。 9. 一定の条件を満たす企業等（PDF：42KB）	次のいずれかに該当する機関 1. 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収税額が１，０００万円以上ある団体・個人 2. カテゴリー２と同様の添付資料をもって申請を行うことを希望し、カテゴリー審査に係る資料を提出した上、在留申請オンラインシステムの利用申出が承認された機関 3.「留学」からの在留資格変更であって次のいずれかに該当する者 a.本邦の大学院、大学又は短大卒業（予定）者 b.海外の優秀大学卒業者（３つの世界ランキング中、２つ以上で上位３００位にランクインしている外国の大学が対象） c.「留学」から就労資格に変更して就労し、その後当該所属機関において在留期間更新した者を現に受け入れている機関において就労する者	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー２を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人

ページトップ
日本語

「技術・人文知識・国際業務」に係る提出書類一覧【カテゴリー１・２・３・４共通】
（在留資格変更許可申請用）

〈表１〉

No.	提出書類	提出の要否				チェックボックス
		所属機関のカテゴリー				
		カテゴリー１	カテゴリー２	カテゴリー３	カテゴリー４	
1	在留資格変更許可申請書	○	○	○	○	□
2	写真（縦４cm×横３cm） ※申請前６か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。 ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。	○	○	○	○	□
3	パスポート及び在留カード　【提示】	○	○	○	○	□
4	所属機関がいずれのカテゴリーに該当するかを証明する文書 ※右記の書類の中で、提出可能な書類を提出してください。 ※提出可能な書類がない場合は、カテゴリー４に該当することとなります。	○四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） ○主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） ○高度専門職省令第１条第１項各号の表の特別加算の項の中欄イ又は口の対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） ○「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）	○前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し） ○在留申請オンラインシステムに係る利用申出の承認を受けていることを証明する文書（利用申出に係る承認のお知らせメール等） ○提出書類省略に関する説明書（「留学」から「技術・人文知識・国際業務」又は「研究」への変更）（参考様式）	○前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）		□
5	専門学校を卒業し、専門士又は高度専門士の称号を付与された者については、専門士又は高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書 ※専門学校の専攻科を修了した者については、専攻科を修了したことを証明する文書	△	△	△	△	□
6	派遣契約に基づいて就労する場合（申請人が被派遣者の場合） （１）申請人の派遣労働に関する誓約書 ア　所属機関（派遣元）用 イ　派遣先用 （２）申請人の派遣先での活動内容及び派遣契約期間を明らかにする次の資料の写し ア　労働条件通知書（雇用契約書） イ　労働者派遣個別契約書	△	△	△	△	□

「技術・人文知識・国際業務」に係る提出書類一覧【カテゴリー３・４】
（在留資格変更許可申請用）

〈表２〉

No.	提出書類	提出の要否		チェックボックス
		所属機関のカテゴリー		
		カテゴリー３	カテゴリー４	
7	活動内容等を明らかにするいずれかの資料 （１）労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第１項及び同法施行規則第５条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 （２）日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあっては同委員会の議事録）の写し （３）外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書	○	○	□
8	学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書 （１）申請に係る技術又は知識を要する職務に従事した機関及び内容並びに期間を明示した履歴書 （２）学歴又は職歴等を証明する次のいずれかの文書 ア　大学等の卒業証明書又はこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」に限る。） イ　在職証明書等で、関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む。） ウ　IT技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」に関する試験又は資格の合格証書又は資格証書 ※５の資料を提出している場合は不要 エ　外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事する場合（大学を卒業した者が翻訳・通訳又は語学の指導に従事する場合を除く。）は、関連する業務について３年以上の実務経験を証明する文書	○	○	□
9	**登記事項証明書**	○	○	□
10	事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 （１）勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書 （２）その他勤務先等の作成した上記（１）に準ずる文書	○	○	□
11	**直近年度の決算文書の写し** ※新規事業の場合は事業計画書	○	○	□
12	所属機関の代表者に関する申告書（参考様式）	○	○	□
13	（主に言語能力を用いて対人業務等に従事する場合） 業務上使用する言語について、ＣＥＦＲ・Ｂ２相当の言語能力を有することを証する資料	△	△	□
14	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 （１）源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 （２）上記（１）を除く機関の場合 ア 給与支払事務所等の開設届書の写し イ 次のいずれかの資料 （ア）直近３か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） （イ）納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料		○	□

2026年10月1日から外国人の在留手続に関する手数料が改定されます。



在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。
なお、2026年9月30日までに受付した申請については、
当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、
改定前の手数料による納付となります。

在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格変更許可 在留期間更新許可	窓口	6,000円
	オンライン	5,500円

許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	10,000円※
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	15,000円※
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	21,000円※
1年	窓口	33,000円
	オンライン	27,000円※
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	42,000円※
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	56,000円※
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	65,000円※

許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円

許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

※オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。

ISA
世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

◀出入国在留管理庁 ホームページTOP
Immigration and Immigration Control Agency Home Page TOP
https://www.moj.go.jp/isa/

オンライン申請について▶
About Online Application
https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html

在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」の違いについて

令和８年１月現在

	特定技能１号	特定技能２号	技術・人文知識・国際業務
活動内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務	○　自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務 ○　外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務（国際業務）
許可基準（注1）（学歴・職歴、日本語能力等）	○　技能水準 特定技能１号評価試験合格　等 ○　日本語能力水準 日本語能力試験Ｎ４以上合格　等 （分野によってはＮ３以上合格等が必要）	○　技能水準 特定技能２号評価試験合格　等 ○　日本語能力水準 日本語能力Ｎ３以上合格が必要 （漁業及び外食業分野）	○　大卒程度又は実務経験１０年以上 （国際業務に従事する場合は、３年以上）
【想定される主な活動】(注2・注3)			
宿泊業（ホテル・旅館）	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務	複数の従業員を指導しながら行うフロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務	フロント、企画・広報
外食業（飲食店）	飲食物調理、接客、店舗管理	飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営	複数店舗の店舗管理、店舗経営、企画業務
工業製品製造業	製造工程・組立工程の作業	複数の作業員を指導しながら行う製造工程・組立工程の作業、工程管理	設計、プログラミング、技術開発
自動車整備業	自動車の日常点検整備等の基礎的な業務	他の要員への指導を行いながら行う自動車の日常点検整備等の一般的な業務	整備士・整備工の指導監督、自動車整備主任者
建設業	指導者の指示・監督を受けながら行う土木作業等	複数の建設技能者を指導しながら行う土木作業等、工程管理	建築設計、設計監理、建築積算

（注１）在留資格「特定技能」に係る許可基準は、分野により異なります。詳しくは特定技能運用要領を御確認ください。（https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00201.html）
（注２）表内の記載は対比する目的で概略を整理したものであり、申請に際しての具体的な不明点は地方出入国在留管理官署に御相談ください。
（注３）特定技能各分野の仕事内容の詳細については、入管庁HPを御確認ください。(特定技能1号：https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00179.html)
(特定技能2号：https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00180.html)

経済産業省

2040年の就業構造推計（改訂版）と人材需給ミスマッチを踏まえた取組について

2026年６月

経済産業省　産業人材課

国内投資拡大・産業構造転換を踏まえた2040年の将来見通し

（独）経済産業研究所（RIETI：深尾京司理事長他）と共同作成

前提

- 人口動態：**総人口▲0.6%、生産年齢人口▲1.0%**（社人研（出生中位・死亡中位））

インプット

- **産業構造：「2040年版の産業連関表」**を設定（イメージ：自動車はEV化をはじめとする脱炭素化やSDV化）
  （2020年の産業連関表を基に、**「2040年新機軸（定性的）シナリオ」**※2024年6月 産構審・新機軸部会「第３次中間整理」、
  「ＧＸ２０４０ビジョン」、**「第7次エネ基」**等も踏まえて設定）
- **国内投資：名目+4%**で、2040年度200兆円（国内投資フォーラムの官民目標）　※ベースケースは0.7%
  → **次世代型投資（研究開発やソフトウェア・ロボット・通信機器等）が1.8倍に**（ストックベース）
  → 既存型投資（建物･構築物等）は横ばい
- TFP：**資本・労働の質向上効果**に加えて産業別**AI等技術革新効果**
- 物価：ＣＰＩ　２.0%　※ベースケース：0.9%

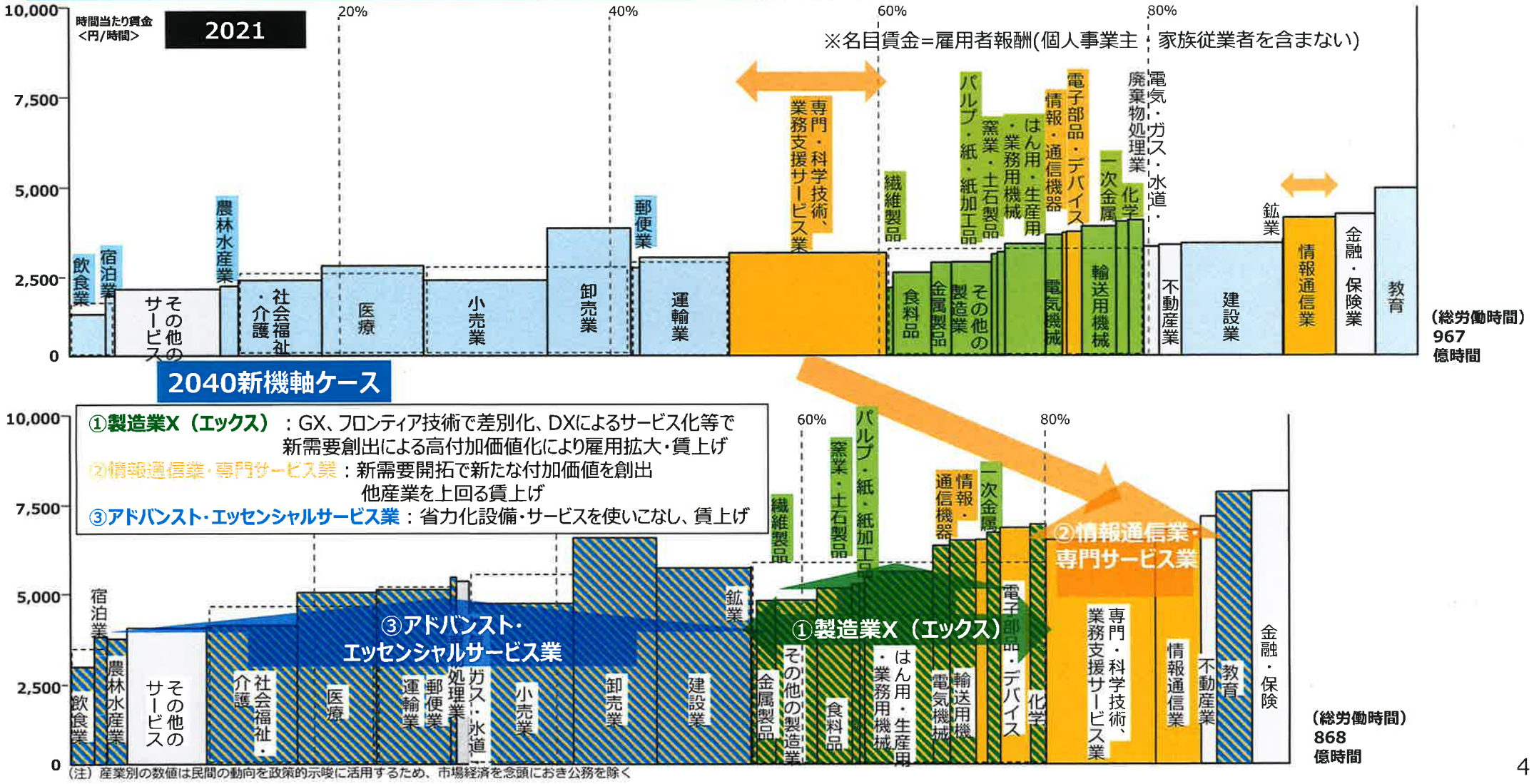
アウトプット

- GDP：名目+3.1%（実質+1.7%）
- 1人当たりGDP：名目+3.7%（実質+2.2%）
- 労働生産性：名目+3.7%（実質+2.3%）
- **賃金：名目+3.3%（実質+1.3%）**　※**春季労使交渉5.1%**で名目賃金2.8%（2024年）

※ベースケース（積極的な産業政策なし）

- GDP：名目+0.5%（実質+0.1%）
- 1人当たりGDP：名目+1.1%（実質+0.6%）
- 労働生産性：名目+1.7%（実質+1.2%）
- 賃金：名目+1.5%（実質+0.6%）

（参考）将来の産業構造は、①製造業X（エックス）、②情報通信業・専門サービス業、③アドバンスト・エッセンシャルサービス業がカギ



（注）産業別の数値は民間の動向を政策的示唆に活用するため、市場経済を念頭におき公務を除く

2040年の就業構造推計（改訂版）の試算方法

2040年の産業構造推計

＜前提＞

- **国内投資拡大**：名目+4%で、**2040年度200兆円**
  （国内投資フォーラムの官民目標）
- **産業構造転換**：「2040年新機軸（定性的）シナリオ※」、「GX2040ビジョン」、「第７次エネ基」等を踏まえて設定
  ※2024年6月 産構審・新機軸部会「第３次中間整理」
- **AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上**が一定程度進んだ影響を加味。

→2040年までのGDP成長率は名目+3.1%(実質+1.7%)

＜産業ごとの将来像＞

○製造業X（エックス）
- GX、フロンティア技術で差別化、DXによるサービス化等で新需要創出による高付加価値化により雇用拡大・賃上げ

○情報通信業・専門サービス業
- 新需要開拓で新たな付加価値を創出。他産業を上回る賃上げ

○アドバンスト・エッセンシャルサービス業
- 省力化設備・サービスを使いこなし賃上げ

2040年の就業構造推計（改訂版）

2040年の労働需要

産業	**2040年の産業別就業者数**(2040年の産業構造推計のアウトプット)を使用。
地域	**就業構造基本調査**(総務省)の過去トレンドを用いて分解。 一部産業は人口動態等の影響を受けるため個別に加味。
職種	**就業構造基本調査**の過去トレンドを用いて分解。 AI・ロボットによる**職種ごとの自動化可能性**も加味。
学歴	**就業構造基本調査**の足下比率を用いて分解。 文理は**学校基本調査**(文科省)の足下比率を用いて分解。

2040年の労働供給

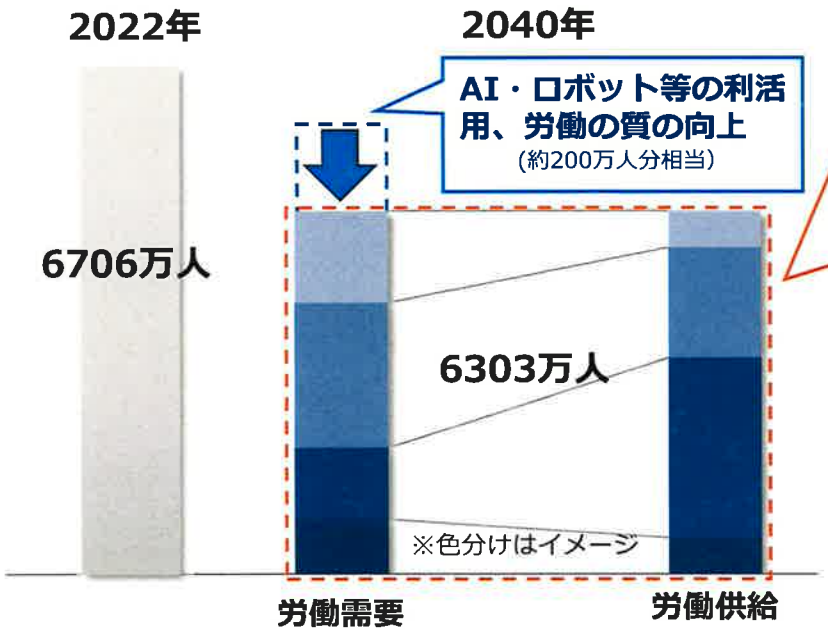
地域	**2040年将来人口推計**(社人研)と**県別・年齢別就業率推計**(JILPT)から**地域別就業者数を算出。**
産業	**就業構造基本調査**の過去トレンドを用いて分解。
職種	**就業構造基本調査**の過去トレンドを用いて分解。
学歴	**就業構造基本調査**の過去トレンドや年齢構成を用いて分解。 大学進学率の将来推計値(文科省)も加味。

両者の差分を需給ミスマッチとして算出

（注） 2025年6月に経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」にて公表した「2040年の就業構造推計」（初版）をベースに、①地域ごとの人口動態・産業構造の過去トレンドを反映、② AI・ロボット等の効果を職種ごとに精査、③学歴分類の細分化等の精緻化を実施。
（注）利用した主な統計は右記の通り：総務省「就業構造基本調査」（平成24年、令和4年等）、文部科学省「学校基本調査」（平成24年、令和4年等）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」、独立行政法人 労働政策研究·研修機構「2023 年度版 労働力需給の推計ー労働力需給モデルによるシミュレーションー」（2024年。成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオを使用。労働力人口には外国人も含まれており、就業者数は日本人・外国人の区別はない）、独立行政法人 労働政策研究·研修機構「労働力需給の推計 ー全国推計（2018年度版）を踏まえた都道府県別試算ー」（2020年）等。なお、就業構造基本調査、学校基本調査については、調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・ 公表している統計等とは異なる。
（注）AI・ロボット等による職種ごとの自動化可能性については、 Fukao, Kyoji; Ikeuchi, Kenta; Nagaya, Yoshiaki; et al. (2025). RIETI Technical Paper 25-T-001.を参考として、経済産業省にて作成。
（注）労働需要の地域別分解では、JILPTによる都道府県別推計（2020年）の手法を参考として、右記の産業について人口動態等の地域特性の影響を加味した：医療・福祉、卸売・小売、飲食・宿泊、情報通信、教育・学習支援、事業サービス、その他事業サービス。

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合(注)、人口減少により就業者数は約6700万人(2022年)から約6300万人となるが、**AI・ロボット等の利活用やリスキリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。**
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、**事務職(約440万人)や文系人材(約80万人)が余剰、AI・ロボット等利活用人材(約340万人)を含む専門職や現場人材(約260万人)、理系人材(約120万人)が不足する**可能性。



職種・学歴間のミスマッチ

職種別	専門職	うち AI・ロボット等の利活用を担う人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者
2040年需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人

学歴別	高卒（普通科）	高卒（工業科）	高専卒	大卒・院卒 理系	大卒・院卒 文系
2040年需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

（注）2025年6月経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計（新機軸ケース）を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・公表している統計等とは異なる。
（注）職種分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

全国版就業構造推計（改訂版）・職種間ミスマッチ

- AI・ロボット等利活用による省力化に伴い、**事務職は約440万人の余剰**が生じる可能性。
- 多くの産業において、**AI・ロボット等利活用人材(約340万人)や現場人材(約260万人)が不足。**

		専門職	うち AI・ロボット等の利活用を担う人材	事務職	現場人材	うち 生産工程従事者	うち その他現場人材
全産業	2040年需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人	-54万人
	2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人	2552万人/2498万人
	2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人	2803万人
主な産業の2040年の需給ミスマッチの内訳	農林水産業	-9	-7	-1	-110	-3	-107
	製造業	-149	-125	-40	-256	-198	-58
	情報通信業	116	102	50	13	2	11
	卸売業、小売業	-81	-77	26	-20	-4	-16
	建設業	-33	-26	20	-31	-2	-30
	宿泊業、飲食サービス業	-21	-21	2	12	0	12
	運輸業、郵便業	-25	-26	27	26	0	25

（単位：万人）

（注）2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体が作成・公表している統計等とは異なる。
（注）産業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた産業分類（総務省）による。職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は専門的・技術的職業従事者を指す。また、うち「AI・ロボット等利活用人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。なお、表中には主要な項目のみ掲載しており、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

全国版就業構造推計（改訂版）・学歴間ミスマッチ

- 専門職を中心に、**大卒・院卒の理系人材で約120万人の不足**が生じるリスク。
- 事務職の需要が減少する一方、**大卒・院卒の文系人材は約80万人の余剰**が生じる可能性。

全産業 主な職種の2040年の需給ミスマッチの内訳

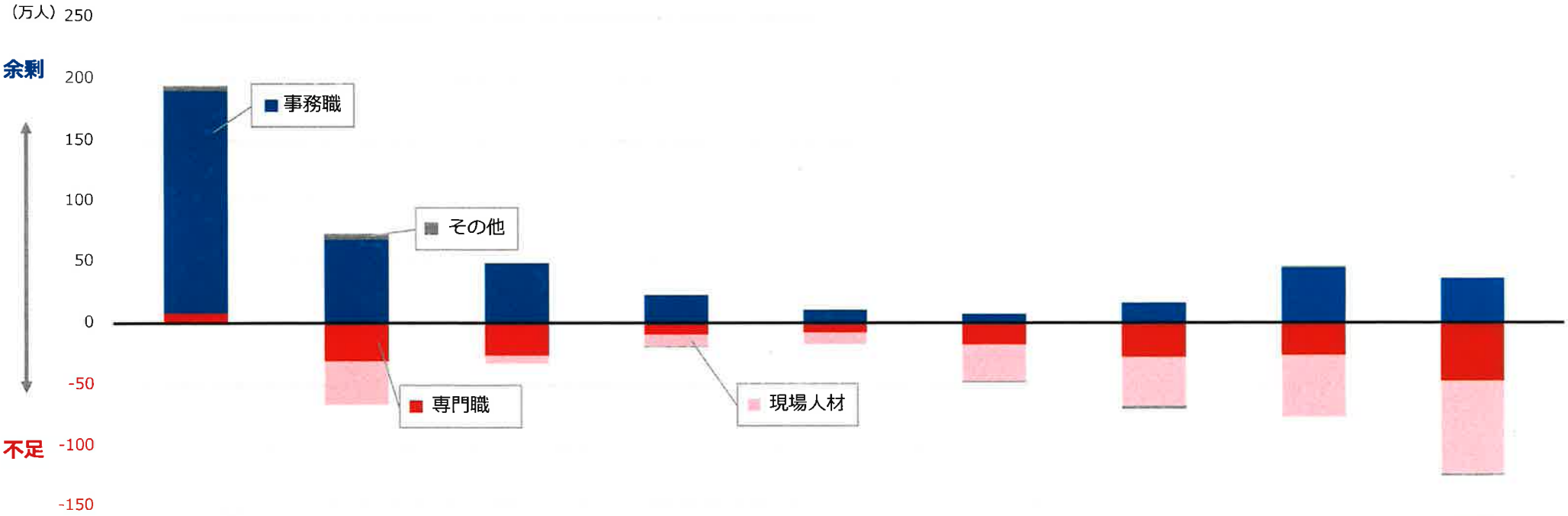
	高卒（普通科）	高卒（工業科）	高専卒	大卒理系	院卒理系	大卒文系	院卒文系
2040年需給ミスマッチ	**32万人**	**-91万人**	**-15万人**	**-96万人**	**-27万人**	**61万人**	**15万人**
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	683万人/586万人	217万人/189万人	1439万人/1500万人	110万人/125万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	525万人	164万人	1556万人	122万人
専門職	4	-54	-14	-87	-24	-69	4
うちAI・ロボット等の利活用を担う人材	1	-60	-15	-108	-33	-135	-7
事務職	41	8	3	20	6	163	14
現場人材	-24	-47	-5	-29	-9	-27	-2
うち生産工程従事者	-22	-42	-5	-26	-8	-41	-2
うちその他現場人材	-1	-5	-0	-4	-0	14	0

（単位：万人）

（注）2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体が作成・公表している統計等とは異なる。
（注）職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴分類は、学校基本調査の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。表中には主要な項目のみ掲載しており、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ×職種内訳）

- **東京圏では全体が余剰となり、その多くを事務職が占めている。**一方、**AI・ロボット等利活用人材を含む専門職はほとんどの地域で不足。**また、**地方では現場人材も大きく不足。**



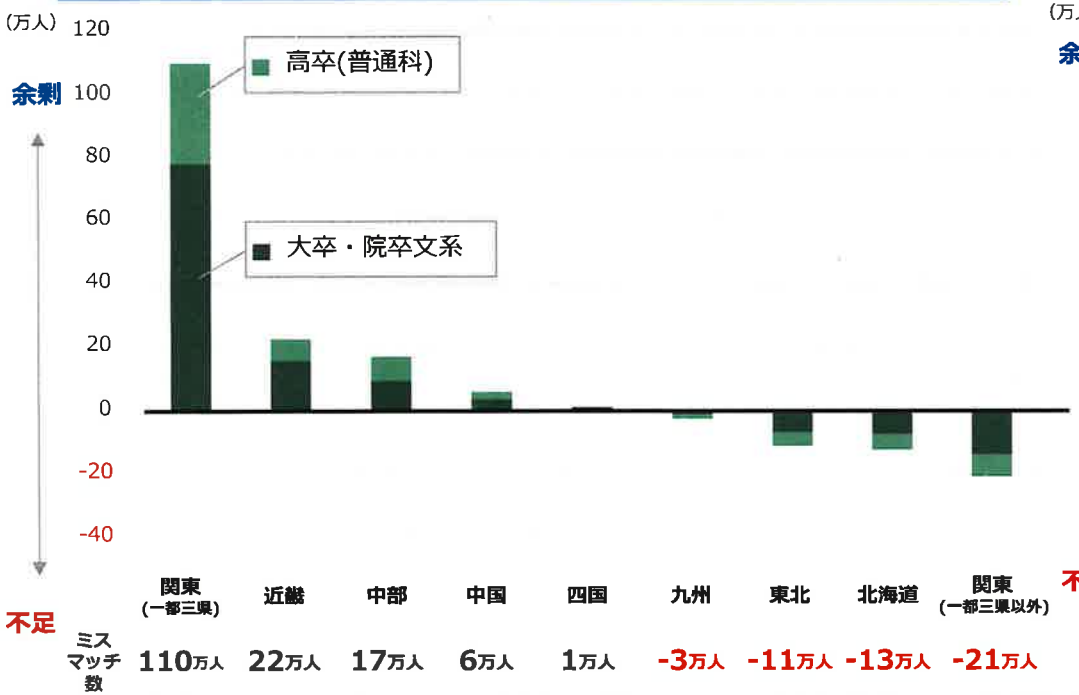
地域ブロック	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	北海道	東北	九州	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	193万人	7万人	16万人	3万人	-6万人	-41万人	-53万人	-31万人	-89万人

（注）職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

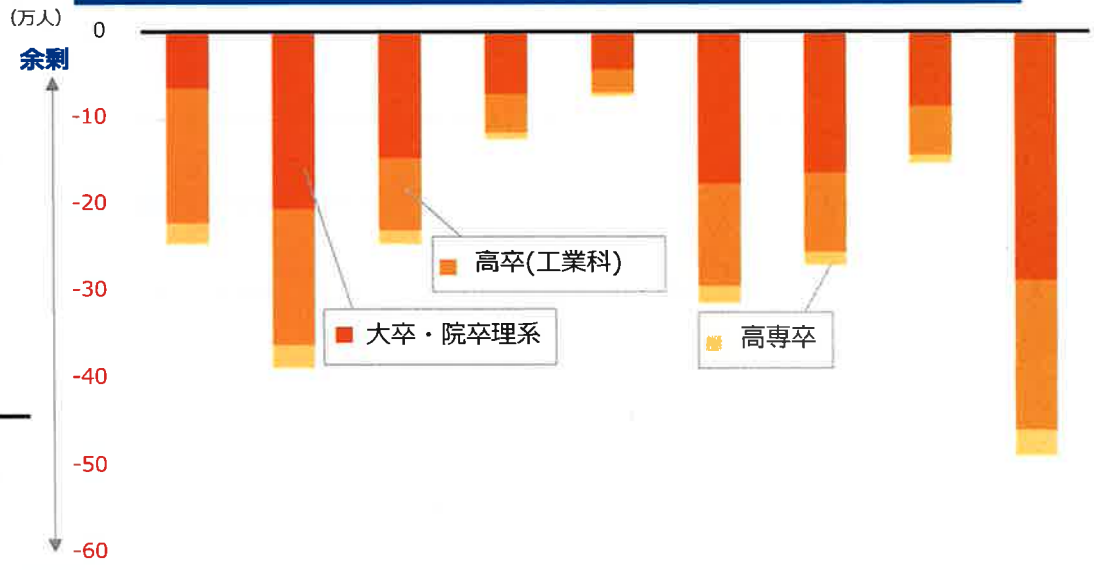
- 特に**東京圏に大卒・院卒文系等の余剰が集中**する一方、一部地域では不足に。
- **大卒・院卒理系は東京圏も含めて、全ての地域で大幅な不足。工業高校、高専の不足も顕著。**

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒文系等）



	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	九州	東北	北海道	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	110万人	22万人	17万人	6万人	1万人	-3万人	-11万人	-13万人	-21万人

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒理系等）



	関東（一都三県）	近畿	中部	中国	四国	九州	東北	北海道	関東（一都三県以外）
ミスマッチ数	-24万人	-39万人	-24万人	-12万人	-7万人	-31万人	-27万人	-15万人	-49万人

（注）学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

（参考）地域別就業構造推計（地域への追加投資シナリオ試算）

- 過去トレンドの延長では反映できない**非連続的な大規模投資が労働需要に与える影響**を分析。
- **産業特性に応じ、雇用誘発効果、専門的・技術的職業従事者数、建設期に必要な労働量等が異なる。**

大規模投資が想定される産業類型	想定シナリオ例	運営期に必要な労働量 合計	サービス職業従事者	専門的・技術的職業従事者	生産工程従事者	建設・採掘従事者	その他
①サービス業 例） ・商業・MICE複合開発 ・地域観光再生・温泉街再開発	**ホテル開発（観光業）** ✓追加投資額：**計300億円**	**1,800人**	1,200人 (66%)	140人 (8%)	10人 (1%)	30人 (1%) 建設期：260人	420人 (24%)
②製造業 例） ・EV自動車バッテリー工場 ・先端材料・電子部品製造拠点	**半導体工場（半導体産業）** ✓追加投資額：**計1.5兆円**	**10,000人**	10人 (0%)	2,600人 (26%)	3,700人 (37%)	400人 (4%) 建設期：8,600人	3,300人 (33%)
③エネルギーインフラ業 例） ・再エネ発電拠点整備 （陸上風力・太陽光・地熱等） ・送電網・配電網・水素供給網整備	**洋上風力発電事業** **（洋上風力産業）** ✓追加投資額：**計5000億円**	**240人**	0人 (0%)	50人 (20%)	30人 (14%)	60人 (24%) 建設期：950人	100人 (41%)

（注）「想定シナリオ例」は、過去の事例を参考に、経済産業省で投資額等について仮定を置いて試算を行ったもの。
（注）「運営期に必要な労働量」は、想定する投資案件の運用が開始される段階の投資を仮定して算出した必要となる単年度あたりの労働量を示す。なお、必要な労働量については、想定する投資案件に必要な機材・装置等の生産も域内で行う場合の数。%で示す割合は、必要となる労働量の合計に占める職種ごとの労働量の割合。また、労働量や割合については、端数を除いているため、合計が100%にはならない場合がある。なお、職業分類は令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。
（注）「建設期」は、想定する投資案件の建築段階の投資を仮定して算出した必要となる単年度あたりの労働量のうち、令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）における建設・採掘従事者の労働量を示す。

（参考）生成AI・ロボット等の進展による影響

- 現時点では不確実性があるが、昨今の生成AI・ロボット等の進展が加速すると仮定した場合には、**AI・ロボット等利活用人材の需要がさらに増加する可能性**がある。
- 現場型職種では、**操作・保守等の定型スキルで代替が大幅に進む。**対人業務型職種では、**職そのものの代替は起こりにくいが、AI等の補完的活用より生産性が向上する可能性**がある。

職種別の影響について

分類	スキル・タスクの代替可能性の傾向例		職種ごとの影響例（労働需要数）	代替率
	高	低		0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%
事務型	・調整業務 ・要件分析	・対面議論 ・グループワーク	**事務従事者** 生成AI等の導入なし：1530万人 全国版就業構造推計：1040万人 生成AI等の進展を仮定した場合：680万人	32%　23%
現場型	・操作、制御 ・保守、点検	・故障の原因特定 ・修理	**運搬従事者** 生成AI等の導入なし：240万人 全国版就業構造推計：200万人 生成AI等の進展を仮定した場合：130万人	16%　32%
対人業務型	・管理業務 ・道具の選択	・傾聴力 ・他者の反応の理解 ・腕や足の動作速度 ・他者の健康・安全への責任	**保健医療サービス職業従事者等** 生成AI等の導入なし：計62万人 全国版就業構造推計：計61万人 生成AI等の進展を仮定した場合：計52万人	1~2% 13~16% □：全国版就業構造推計の代替率 [ ]：現時点では不確実性があるものの、生成AI等が進展すると仮定した場合に向上する可能性がある代替率

（注）「AI・ロボット等利活用人材」は、令和４年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）上の機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を指す。また、代替率は当該職種の労働時間のうちAI・ロボット等によって代替が可能な時間の割合。
（注）本分析は、Fukao, Kyoji; Ikeuchi, Kenta; Nagaya, Yoshiaki; et al. (2025). RIETI Technical Paper 25-T-001を参考としながら、経済産業省にて作成。

推計結果を踏まえた課題

推計結果を踏まえた今後の政策課題

1. 専門人材や現場人材の不足は、**成長分野をはじめとする経済成長のボトルネックとなるリスク**があり、足下からミスマッチ解消に向けた取組が必要。
2. 特に、地域間の需給ミスマッチを踏まえれば、地域の産業を支える人材を、**産業界と教育界が連携しつつ、教育段階から戦略的に育成を進めることが重要。**
3. 今回の推計は職種単位で需給傾向を推計したものだが、今後のAX時代において具体的にどのスキルが求められるのか、**スキル需給の可視化が重要。**
4. 人材、スキルの需給のミスマッチを解消するためには、**スキルベースの労働市場を構築することが重要。**関係省庁で連携しつつ、スキル情報の可視化、リスキリング提供、円滑な労働移動を促進する環境整備に取り組む。